第十七　医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

第十条に次の一号を加える。

十八　複合型サービス事業所

第十五条第四号を次のように改める。

四　地域密着型サービス

イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ロ　夜間対応型訪問介護

ハ　認知症対応型通所介護

ニ　小規模多機能型居宅介護

ホ　認知症対応型共同生活介護

ヘ　地域密着型特定施設入居者生活介護

ト　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

チ　複合型サービス

第十八　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第七号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスの事業を行う拠点

第十九　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例（平成二十三年厚生労働省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第二十　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例（平成二十三年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

本文中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

○厚生労働省告示第二百三号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条中「授けること」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けること」を加える。

第三条中「以下「養成」」を「次条第一項において「技術者の養成」に、「及び」を「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の養成（次条第一項において「職員の養成」という。）並びに」に改め、「技術者の研修」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の研修」を加える。

第四条第一項中「養成」を「技術者の養成及び職員の養成」に、「及びリハビリテーション体育学科」を「、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科」に改め、同条に次の一項を加える。

7　児童指導員科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員の養成を行う。

第五条に次の一項を加える。

3　児童指導員科の修業年限は、一年とする。

第八条に次の一項を加える。

5　児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとする。

第十三条中「従事しているもの」の下に「又は障害児の保護及び指導に従事する職員であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事しているもの」を加え、同条第三号中「技術者」の下に「及び職員」を加える。

○厚生労働省告示第二百四号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第三条第十号」を「第三条第一項第十号」に改める。

第四号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「障害児入所施設」に改める。

○厚生労働省告示第二百五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

○厚生労働省告示第二百七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

3　児童指導員科の修業年限は、一年とする。

第八条に次の一項を加える。

5　児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとする。

第十三条中「従事しているもの」の下に「又は障害児の保護及び指導に従事する職員であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事しているもの」を加え、同条第三号中「技術者」の下に「及び職員」を加える。

○厚生労働省告示第二百四号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第三条第十号」を「第三条第一項第十号」に改める。

第四号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「障害児入所施設」に改める。

○厚生労働省告示第二百五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名及び本文中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改める。

○厚生労働省告示第二百六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

○厚生労働省告示第二百七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。